

平成16年度男女共同参画週間（6/23～29）

# お互いの個性がひかる共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、平成13年度より、「男女共同参画週間」（6月23日～29日）を実施しています。

県では、「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年4月1日から施行しています。

## 沖縄県男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重等
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 互いの性への理解と性と生殖に関する健康と権利についての配慮
- 6 国際的協調

Q どうして、男女共同参画社会の実現が必要なの？

A これまで、男女平等の実現に向けて様々な取り組みが進められてきましたが、現実の社会においては、まだまだ男女間の不平等を感じる人も多いのではないのでしょうか？  
今後、少子・高齢化などの社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性、男性と性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が、緊急の課題となっています。



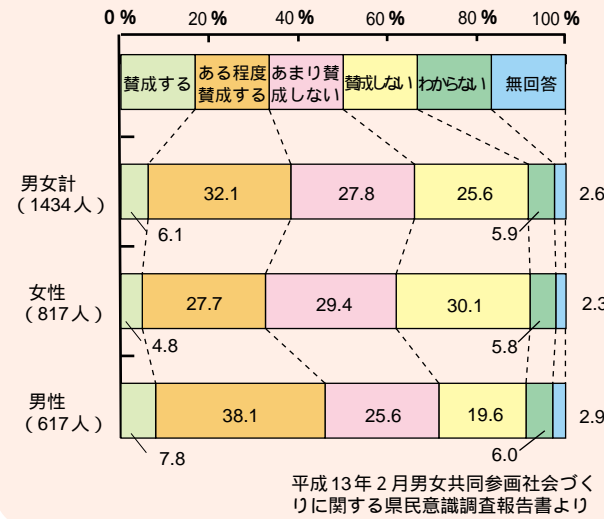
Q 男女共同参画社会って？

A 人の生き方は人それぞれです。「女だから、男だから」という理由だけで、自分の生き方を自由に選択することができない、ということのを改め、**男女が対等に自分の意思で社会のあらゆる分野に参画し、お互いを支えあい、喜びも責任も分かち合う、そんな豊かで活力ある社会が「男女共同参画社会」**です。



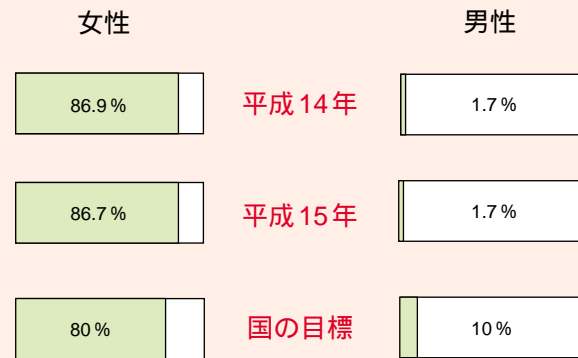
## 『家庭生活における活動と他の活動の両立』について

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか？



【解説】 伝統的な男女の役割分担意識について尋ねたところ、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、「賛成する」「ある程度賛成する」を合わせた肯定派は38.2%、逆に「賛成しない」「あまり賛成しない」を合わせた否定派は53.4%となっています。伝統的な役割分担意識は、全体的に見ると否定的となっています。

## 県内の育児休業の取得状況



沖縄県商工労働部労働政策課『沖縄県労働条件等実態調査結果の概要』より作成。目標は厚生労働省『少子化対策プラスワン』より作成。

【解説】 「少子化対策プラスワン」では男性を含めた働き方の見直し提案されています。男性の育児休業取得率の目標は10%となっており、現状の約6倍です。



## お父さんの育児休業

育児休業は、男性、女性を問わず、子どもが1歳になるまで、希望する期間取得することができます。平成15年7月1日から6カ月の間、育児休業を取得した儀間洋一さんにお話を伺いました。



### 育児休業を取得した理由

育児は今しかできない。私にとっては重要なことなので、特別なこととは意識していません。「育児」は「育自」でもあり、私と家族の成長のプロセスの一環であると思っています。

### 育児休業で得たもの

- (1) 「仕事に代わりはいるが、わが子の代わりはいない」との実感
- (2) 新しいコミュニティ（育児支援センターの人達、近所の少年少女、スーパーの店員等と接することは、新鮮で楽しいことです）
- (3) 育児と仕事の技術の向上（育児を通して計画力や観察力などが向上し、仕事の要領も良くなりました）
- (4) 強い感謝の気持ち（子どもが風邪をひいて大変な時には、『私の時も大変だったろうな』と特に母に感謝しました）

(5) たくさんのプチハッピー（小さな幸せ）

### 育児休業を考えている男性へ

よく「仕事と育児は、どっちが大事？」と質問されますが、「同じ土俵じゃないので比べられないよ…。サッカーと野球はどっちが難しい？」と答えています。育児休業を考えている男性に一番してほしいことは、「相方（我が家では、妻のことをそう呼んでいる）の話を聴くこと」。

それがないと何も生まれません。アドバイスするつもりで聴くのではなく、ただ聴くこと。とにかく心の底から聴く。そうすることで、相手の立場にたつて物事が見え、共感できるので、相方と一緒に育児に参加できるのかなって思います。